

「放課後児童クラブの安全対策に関する調査」 の結果に基づく厚生労働省への改善意見の通知

【調査の背景】

- 総務省中部管区行政評価局は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、放課後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を与える放課後児童クラブについて、「放課後児童クラブの安全対策に関する調査」を実施
- この調査の中で、「放課後児童クラブ運営指針」（厚生労働省通知）で作成が求められている災害時や事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの作成状況を調査

総務省中部管区行政評価局の調査結果（ポイント）

- ◆ 災害時対策マニュアルの作成状況をみると、以下のものがみられた。
 - ・ マニュアルが作成されていないもの（2施設）
 - ・ 保護者向け資料（入所時の利用者手引）をマニュアル扱いとしているが、同資料では災害時対策について単一な事項しか触れられておらず、マニュアルとしての役割が果たされていないもの（2施設）
 - ・ 消防計画等、作成の趣旨が異なるものをマニュアル扱いとしており、マニュアルとしての役割が果たされていないもの（3施設）
- ◆ 事故・ケガ等発生時の対応マニュアルの作成状況をみると、以下のものがみられた。
 - ・ マニュアルが作成されていないもの（6施設）
 - ・ 保護者向け資料（入所時の利用者手引）をマニュアル扱いとしているが、同資料では病気・ケガ等の際の対応について単一な事項しか触れられておらず、マニュアルとしての役割が果たされていないもの（1施設）
- ◆ 調査対象とした6市はいずれも、マニュアルの作成状況を書面や聴き取り等により把握しているが、立入検査の際に内容を詳細に確認し、その内容に対する助言や指導をすることまでは行っていない。

全国でも同様の可能性

厚生労働省への改善意見の通知

厚生労働省は、今回の調査結果を活用し、全国の市町村に対して、運営指針におけるマニュアルの趣旨について周知徹底するよう注意喚起を行う必要がある。

【中部管区行政評価局の調査対象機関】

愛知県、愛知県内の6市

愛知県内の6市に所在する放課後児童クラブ22施設

【中部管区行政評価局の調査実施期間】

令和3年6月～4年3月

※ 詳細は、中部管区行政評価局の調査結果を参照  https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/menu_11.html